公　告

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定により、次のとおり企画提案競技を実施する。

　　　令和２年３月３１日

大分県知事　広瀬　勝貞

１　契約に付する事項

（１）業務名

　　　大分県介護職機能分化等推進事業委託業務

（２）業務内容

　　　別紙１「仕様書」のとおり

（４）業務の履行期間

　　　契約の日から令和３年３月３１日まで

（５）限度額

　　　２０，０００，０００円

２　企画提案競技に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

（２）委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。

（３）県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）

（４）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（５）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

（６）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　 暴力団員が役員となっている事業者

エ　 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ　 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　　※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

３　提出書類

（１）企画提案の提出書類（提出部数：正本　１部、副本（正本の写し）　６部）

ア　大分県介護職機能分化等推進事業委託業務企画提案書（様式１）

　　イ　誓約書（様式２）

ウ　定款

エ　役員名簿

オ　直近の決算書

４　企画提案書の受付

３の提出書類については、次のとおり提出してください。

（１）提出期限

令和２年４月２２日（水）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

持参または郵送。

（３）提出先

大分県福祉保健部　高齢者福祉課　介護サービス事業班

〒８７０－８５０１　大分市大手町３－１－１

電話 ０９７－５０６－２６８５

FAX　 ０９７－５０６－１７３７

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで。

５　企画提案書の審査及び結果の通知

（１）審査の実施

大分県介護職機能分化等推進事業委託業務審査会（以下、「審査会」という。）にて審査を行います。

ア　日時　令和２年４月２７日（月）午後（予定）

イ　場所　ＷＥＢ会議システムにて実施

（２）審査の方法

　　　ア　（３）の審査の基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。

なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員長は予備審査を行うことができます。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に通知します。

　　　イ　審査は、書類審査及びＷＥＢ会議システムでのプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーションの時間は１者２０分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切ります。

　　　ウ　委託業務審査会に先立ち、ＷＥＢ会議システムの接続テストを４月２３日（木）午後に行います。

　　　　　※ＷＥＢ会議システムには、インターネット回線、パソコン（カメラ・マイク付）が必要です。接続テストの時間帯については、企画提案書受付後連絡します。

エ　最優秀提案者を、委託候補者の相手方とします。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を候補者とします。

オ　委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しません。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とします。

（３）審査の基準

概ね次のとおりです。

ア　委託目的及び委託内容を理解した提案となっているか

イ　企画提案書が対象事業所の業務効率化につながる内容となっているか

ウ　事業者が意欲を持って実践できるような業務の工夫・取組の提案がなされているか

エ　本事業実施に関する知見及びノウハウを有しているか

オ　経費見積、人員・体制及びスケジュール管理等が適切であり、企画どおりの業務が遂行できるか

（４）審査結果

　　　審査の結果については、４月末を目処に提案者あて書面で通知します。

なお、審査内容等に関する照会には、一切応じられません。

６　業務委託契約の締結

県は、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、企画提案書について変更を求めることがあります。

７　契約の解除

契約締結後であっても、企画提案書等提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除することを妨げないものとします。

８　その他企画提案等にかかる留意事項

（１）要項の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、要項の記載内容を承諾したものとみなします。

（２）提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案にかかる審査以外には使用しません。

（３）提出書類の追加、修正等

提出期限後の提出書類の差し替え、追加及び削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

（４）提案にかかる費用負担

提出書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

（５）提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

ア　提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ　提案に参加する資格がない者が提案したとき

ウ　住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

エ　その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

（６）参加の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

９　事業報告等

（１）受託者は、事業終了後、実績報告書を作成し、知事あて提出すること。

（２）知事は、実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは受託者に報告を求め、または、大分県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10　留意事項

（１）県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。

（２）委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結します。

（３）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとします。

（４）その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11　本企画提案競技に関する問合せ

（１）受付期間

公募開始から令和２年４月２２日（水）（土、日及び祝日を除く。）午後５時まで

（２）提出方法

電子メール（アドレス：kourei-kaigoservice@pref.oita.lg.jp）で受け付けます。

　　　ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

イ　質問への回答は高齢者福祉課ホームページ

（http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/）に掲示し、個別には回答しません。